平成２５年（フ）第４０７号
愛知県豊田市生駒町立入100番地
債務者　株式会社髙木コーポレーション
代表者代表取締役　髙木　芳昭
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿讃坊明孝
4　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午後２時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１４号
岡山市北区大供２丁目８番８号
債務者　株式会社藤原工業
代表者代表取締役　藤原　正史
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　将之
4　破産債権の届出期間　平成26年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月18日午前10時40分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１３４号
宮崎県延岡市富美山町4370番地２
債務者　国武胃腸整形外科こと　國武　　潔
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衞藤　　彰
4　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成26年３月14日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年３月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第１２４号
香川県丸亀市垂水町837番地３
債務者　佐伯　忠志
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　節代
4　破産債権の届出期間　平成26年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第５８８号
岡山県倉敷市児島上の町１丁目10番10号
債務者　中田　仁士（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱﨑　　一
4　破産債権の届出期間　平成26年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６号
岩手県奥州市江刺区米里字馬場13番地
債務者　佐賀　　勤
1　決定年月日時　平成25年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　宏洋
4　破産債権の届出期間　平成26年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第６０３号
神奈川県愛甲郡愛川町角田4309番地
債務者　成井　博文
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成26年１月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１３６号
北海道室蘭市輪西町２丁目２番12号
債務者　今井　春雄
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木橋俊輔
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
北海道旭川市川端町４条８丁目３番13号　ペンギン村Ｃ室
債務者　内山　尚之
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富川　泰志
4　破産債権の届出期間　平成26年１月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月26日午後３時
6　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４０号
福井県吉田郡永平寺町光明寺第８号６番地１
債務者　吉田富美男
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森口　功一
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
盛岡市大新町13番12号
債務者　佐藤　義文
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　乙秀
4　破産債権の届出期間　平成26年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月13日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１６６号
鳥取県東伯郡琴浦町大字高岡85番地１、旧住所鳥取県鳥取市面影２丁目２番５号　レオパレスヴィラ205号
債務者　山根　一城
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　周平
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字門田410番地、住民票上の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2065番地26
債務者　前田　幸寛
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　光寿
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５２号
鳥取県鳥取市中村392番地の１
債務者　橋嵜　辰雄
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成26年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月10日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
鳥取地方裁判所民事部